

# Chromebook持ち帰り

## 使いかた 親子のルールブック



### Chromebookの利用について

- <sup>がっこう</sup>から<sup>も</sup>持ち帰るChromebookは、eライブラリなど<sup>りよう</sup>を利用した<sup>がくしゅう</sup>学習のために<sup>つか</sup>使うことが<sup>もくてき</sup>目的です。学習に関わること  
以外に<sup>いがい</sup>使<sup>つか</sup>ってははいけません。
- 持ち帰ったChromebookは、<sup>がくしゅうよう</sup>学習用に<sup>じどう</sup>帯広市から<sup>じどう</sup>児童に<sup>たいよ</sup>貸与されている<sup>がっこうびひん</sup>学校備品です。使用<sup>しよう</sup>することができるのは、  
児童<sup>じどうほんにん</sup>本人のみです。
- <sup>つうしんりれき</sup>通信履歴などは、<sup>ていきてき</sup>定期的に把握することになっております。  
私<sup>してき</sup>的な<sup>りよう</sup>利用はお控えください。

## 1. 使用について

- (1) 登下校中は、Chromebookをかばんから出しません。
- (2) なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたりしないよう、十分に気をつけます。
- (3) 持ったまま走ったり、地面においたりしません。
- (4) カバンの下においたり、カバンの底に入れたりしません。
- (5) 水をかけたり、しっけの多いところでは使いません。また、日光の下やストーブの近くなどには置きません。
- (6) 鉛筆やペンでふれたり、落書きしたり、磁石をちかづけることなどはしません。
- (7) 設定をかってに変えません。



## 2. 保管について

家庭での保管場所は家の人と決めます。また、家の人の目の届くところに置きます。



## 3. 健康・安全な使用について

- (1) 使用するときは、部屋の明るさに画面を合わせながら、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けます。
- (2) 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませ

ます。

(3) 学習がくしゅうに関係かんけいないウェブサイトウェブサイトにアクセスアクセスしません。

(4) インターネットインターネットには制限せいげんがかけられていますが、もしも、あやしいサイトサイトに入ってしまったときはすぐに、家いえの人ひとに伝えつたえます。

(5) 使用する時間じかんは家の人いえとよく話し合あい、長時間ちようじかん使用しようせず休やすめをしながら使つかいます。

(6) 就寝1時間前しゆうしん じかんまえからは使用しようしません。



#### 4. 個人情報こじんじようほうについて

(1) 自分じぶんのChromebookChromebookを人ひとに貸かしたり、使つかわせたりしません。

(2) IDIDは、持ち帰も かえった端末たんまつのみで使しようします。ほかの端末たんまつで使つかしないようにしてください。

(3) 自分じぶんや他ほかの人ひとの個人情報こじんじようほう (名前なまえ、住所じゆうしょ、電話番号でんわばんごう、写真しゃしんなど) はインターネット上インターネット上に不用意ふよういに書かき込こみません。

(4) 相手あいてを傷きずついたり、嫌いやな思おもいをさせたりすることは書かき込こみません。

(5) アカウントアカウント、パスワードパスワードは他ほかの人ひとにわからないよう、自分じぶんできちんと管理かんりします。

(6) カメラカメラで撮さつえい影えいをするときや録音ろくおんをするときは、相手あいての許きよ可かをもらいます。

## 5. データの保存ほぞんについて

Chromebookでつく作ったデータやインターネットからと取りこんだデータ(写真しゃしんや動画どうがなど)は、学習活動がくしゅうかつどうで先生せんせいが許可きよかしたものでほぞんだけ保存します。

## 6. 不具合ふぐあいや故障こしょうについて

家庭かていで壊こわれたり、失なくしたりした時ときは学校がっこうに連絡れんらくします。

## 7. 使用しようの制限せいげんについて

以上の『Chromebookの持ち帰りも使い方かえルールつか』をかた守まもることで、Chromebookを家庭かていに持ち帰りも使うかえことができます。

※1. このルールは必要ひつように応じて変更おうすることがあります。

※2. 故障こしょう・破損はそん等などにおける修理しゅうりは、原則げんそく、帯広市教育委員会おびひろしきょういくいいんかいにて実施じっししますが、故意こいによる破損はそんや明らかあきらかに防ふせぐぐことが可能かのうであったと判断はんだんされる場合はその限りばあいではありませかぎないので御了承ごりょうじゆください。

